

補助金についてのQ&A

Q：補助申請者について、1施設か1事業所か。

A：1法人です。（1事業者とあるのは1法人です。）申請できる回数を、介護従事者の数で分けさせていただきました。（四半期に申請できるのは1回までです。）

Q：申請回数について、従業員の数ではなく介護従事者数ということは、介護に携わっている職員の数ですね。

A：はい、介護従事者の数です。人員基準の数です。

Q：申請は、同じ機器では出来ないという事か。

A：先駆的では出来ませんが、横展開の対象機器であれば可能です。

Q：先駆的でICT機器の導入をしたが、見込んでいた効果が無かった場合に、導入したICTに替えて、別のICT機器を導入する場合はどうなるでしょうか。

A：先駆的で導入した機器に期待する効果が無かった場合は、先駆的での補助金対象として採択していますので補助金は交付しますが、横展開での対象とはしません。改めて別の機器を導入するのに先駆的として補助申請することは可能です。

Q：「ICTに関わるもの」とはどういうものか。

A：記録業務、情報共有業務、請求業務のうち2以上を一気通貫で可能となっている介護ソフト及び当該ソフトを使用するための機器

Q：ICTの記録業務、情報共有業務、請求業務のうち2以上を一気通貫とあるが、情報共有業務とはどの範囲でしょうか。

A：今まで手書きで記入し転記していたものを、1つの端末（タブレット等）に入力したデータが他の端末に反映され、転記等の業務が発生しないものと考えます。

Q：ICTの契約について、月々の使用料を払う契約の場合、年度の途中で契約した場合、年度内に支払う使用料が補助対象となるのか。例えば、3ヶ月の使用料での契約の場合は、3か月分となるのか。

A：1年目ですと導入が年度途中になりますので、導入して契約した月からの年度末までの使用料が1年当たりの契約額になりますので、ご質問のとおりとなります。

Q：実績報告である導入報告書（様式第 6 号）の添付書類「（4）導入によって得られた効果が確認できるもの。」とは具体的にどのようなものを想定されていますか。

A：「様式第 6 号」において、【導入によって得られた効果】を記入いただく欄への記入内容及び、添付書類の「（3）介護機器等の導入効果を検証した会議の議事録（様式第 5 号）」の内容で確認できれば良い。機器の導入をするにあたり、従業員と経営者の方で検証する場を作っていただく必要がある。

Q：「様式第 6 号」に記載されている効果が、（3）と（4）と分けているが、議事録（様式第 5 号）の内容で確認できれば良いか。

A：はい、様式第 6 号と様式第 5 号の 2 つで確認できる内容であれば良い。

Q：ICT やロボットの導入に対して県・国の補助金と併用して申請はどうですか。

A：構いません。